

長崎労働局長（当局）は、令和 5 年 11 月 28 日（火）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件に係る交渉を行った。交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

1 労働行政体制の拡充について

コロナ禍における感染症関連業務や新たな経済対策、「三位一体の労働市場改革の指針」など労働者や事業主に係る様々な施策などを担う労働行政の役割に相応しい体制確保のため、非常勤職員を含めて、労働行政職員を大幅に増員するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

2 賃金の改善について

物価高騰に対応するため、公務員賃金を職員の生活と労働実態に相応しい水準に改善すること、人事院勧告に示された「社会と雇用の変化に応じた整備」は地域や年齢に伴う賃金格差が拡大する恐れがあることから、職員が安心して勤務することができる給与制度とするよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

3 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について

定年年齢の引き上げに伴い、60歳を超える職員の賃金を引き下げるとは明白な年齢差別であることからこれを行わず、職務・職責に応じたものとし、高齢期にふさわしい生活を維持できる水準とするよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

4 超過勤務縮減及び勤務時間管理について

職員の健康確保が重要であることに加え、民間事業所に指導する立場から、超過勤務は他律的業務を行う部署を含めて月 45 時間以内となるよう体制整備を行ってほしい。併せて、業務量の削減や人員配置などのマネジメントによって超過勤務縮減の有効な対策を講じてほしい。

5 労働条件関連予算の拡充等について

職員・非常勤職員の福利厚生について、民間企業の実態に見合った改善を図ること、疲労蓄積の防止や過労死・疾病の予防など職員の健康と安全の維持・向上を図ること、また、働きやすい快適な職場を作るため必要な予算を確保するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

当局

1 労働行政体制の拡充について

特定受託事業者（フリーランス）も含む労働環境の整備、人手不足対応、労働者の賃上げへの継続的な支援、個人の主体的なキャリア形成・学び直し支援の促進など、取り組むべき課題は山積しており、「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現のためにも、労働行政が果たすべき役割は増大している中、これ以上の定員削減は、過重労働による職員の健康への悪影響やモチベーションの大幅な低下が懸念されるのみならず、行政サービスの低下を招き国民の行政に対する不信感を抱かせることにもつながりかねないことから、非常勤職員を含む増員及び体制拡充について関係機関への強い働きかけも含めて本省へお願いしてまいりました。

2 賃金の改善について

賃金は、職員とその家族の生活に多大な影響を及ぼすものであり、職員の生活と労働の実態に応じた水準が求められており、また、昨年示された「給与制度のアップデート」においては、地域手当の見直しなど地域間格差の課題などについて、引き続き慎重に運用を検討いただくなど、賃金の改善に向けて関係機関への働きかけを本省へお願いしてまいりました。

3 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について

定年年齢の段階的な引上げに伴い、60歳を境に適用される制度が大きく変わりました。職務・職責に応じた賃金水準とするとともに、高齢期にふさわしい生活を維持できる水準となるよう配慮した運用について関係機関への働きかけを本省へお願いしてまいりました。

4 超過勤務縮減及び勤務時間管理について

超過勤務については確実な管理に努め、あらゆる機会を通して所属長に対して繰り返し指示し、適正把握に努めているところですが、より正確な把握のためには、やはり客観的な記録に基づき把握するシステムが不可欠と考えますので、関係機関への働きかけも含め早期構築を本省へお願いしてまいりました。

5 労働条件関連予算の拡充等について

定員事情が厳しい中、職員は地域のニーズに応えるべく奮闘しているところであり、これら職員が安心して安全に執務できる環境を整備することは非常に重要であり、安全で働きやすい快適な職場環境の確保・改善を図るために、必要な予算の確保と組織を挙げ対応できる体制整備等が図られるよう、関係機関への働きかけを本省へお願いしてまいりました。